

主な内容

- ・Opinion「着任のご挨拶」
盛岡財務事務所長 利 綱男
- ・中央会 第3回理事会開催
- ・沿岸地区の復興に向けて
 - ・ど真ん中おおつち（協）地鎮祭・事業発表会開催
 - ・被災中小企業に対する支援の拡充（中小企業庁）
- ・ものづくり・商業・サービス革新事業情報
- ・岩手県U・Iターンフェアへ出展
- ・ウルトラD宮古 スタートアップ研修会開催
- ・市町村ネットワーク会議開催
- ・「小規模企業振興基本計画」原案固まる
- ・会員情報
- ・情報連絡員レポート（平成26年7月）
- ・中央会からのお知らせ

「着任のご挨拶」

盛岡財務事務所長
利 綱 男



岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆様方には、日頃より、財務・金融行政につきまして、ご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

7月の人事異動で仙台の東北財務局より参りました。盛岡財務事務所での勤務は初めてとなります。出身地は福島県です。

着任以降、沿岸部の被災地を中心に県内を回り、復興の現状や地域の経済情勢などについて地方公共団体や企業の皆様方からお話を伺っているところです。

さて、財務事務所では、財政、国有財産、金融等々幅広い業務を行っておりますが、経済団体や企業の皆様のご協力をいただき、四半期毎に県内の経済情勢について取りまとめております。

直近の7月判断では、「消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動は見られるが、徐々に和らいでおり、緩やかに回復しつつある」と判断しております。

家電・乗用車販売などの個人消費の一部や生産活動で反動の影響が見られますが、震災からの復旧・復興関連を中心に、住宅建設や公共事業は前年を上回っており、有効求人倍率も高水準となっております。

先行きについては、復興需要や各種政策効果を背景に、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されますが、人手不足や資材価格の高騰による影響について注視していく必要があるとみております。

こうした中、金融業務面では、各金融機関に対して成長可能性を重視した新規融資の取組みや、中小企業等に対する経営改善支援等について具体的な取組みを求めているところであり、借入れや返済についてのご相談、経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の活用についてのご相談などに応じるため、財務事務所に「中小企業等金融円滑化相談窓口」を設置しております。

また、被災された方々が事業や生活の再建を図っていくなかで、復興の進捗とともに「二重債務問題」の顕在化が予想されるところであります。

このため、金融機関に対し、当該問題の対応策として定められた「個人債務者の私的整理ガイドライン」の利用を金融機関の側から積極的に勧めることなどを要請するとともに、できる限り多くの方々に当該ガイドラインを利用していただけよう、弁護士会等の関係機関と緊密に連携して「無料相談会」を実施するなど、周知活動等に取り組んでおります。

さらに、各地の仮設住宅等において「金融犯罪被害防止等のための出前講座」(無料)を実施するなどしております。

引き続き、財務・金融行政につきまして、皆様方のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

中央会 第3回理事会を開催 ～県大会提出議案等を審議～

去る8月11日（月）、盛岡市内のホテルにおいて第3回理事会を開催した。今回の理事会では、9月26日開催の第40回中小企業団体岩手県大会において提出する議案、特退共事業の決算及び事業計画などについて審議した。大会提出議案は7月に開催した地区別懇談会等での意見・要望を取りまとめたもの。

国への要望案としては、「①復興支援関係（復興工事予定価格（発注額）の引き上げ、グループ補助金の拡充）」「②成長戦略における中小企業の進出支援」「③ものづくり・商業・サービス革新事業の拡充」「④中小企業の人材確保・育成に対する支援」「⑤国際リニアコライダーの誘致」「⑥消費税引上げに伴う対策の強化」「⑦原子力発電所事故に伴う風評被害対策」「⑧電気料金削減、再生可能エネルギー対策」「⑨中小商業の活力向上支援の継続」「⑩中小企業に配慮した労働・社会保障制度」「⑪共済事業における準組合員制度の創設」「⑫不公正取引の排除」「⑬官公需対策の強化」「⑭中小企業関係税制対策」を挙げた。

また、県に対する要望としては、「①復興支援関係」「②官公需対策の拡充・強化」「③産業及び地域振興」とした（下記に掲載）。

なお、これらの要望事項は、中小企業団体岩手県大会において決議後、県選出国會議員及び岩手県知事等に対し陳情を行う予定である。



理事会の様子

【岩手県に対する要望案 （県大会提出事項）】

1. 復興支援関係

（1）復興工事予定価格（発注額）の引き上げ

被災地では、資材価格の高騰、技術者・熟練工等の人材不足による人件費の値上がりにより入札不調が増加していることから、復興工事の予定価格については、実勢価格に見合った積算単価の迅速な変更等による柔軟な対応により発注額の引き上げを図るよう国と同様に措置されたい。

（2）グループ補助金の拡充等について

- ① 依然として中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用を希望する事業者が在ることから、次年度以降の継続予算措置を講じるよう国に強力に働きかけられたい。
- ② 同補助事業を利用した施設等の整備については、資材価格や人件費が短期間に高騰し、認定時点と契約締結時点での著しい価格上昇が問題となっていることから、価格上昇分を補填する「交付決定額の増額変更措置」を次年度以降も制度を継続するよう国に働きかけられたい。
- ③ 津波浸水被災地の土地の嵩上げや区画整理など事業用地の整備に相当の日時を要することから、同補助事業費は更に繰り越すことができるよう国に強力に働きかけられたい。
- ④ 昨年度、商店街型の支援が拡充され、共同店舗の新設や付随する環境整備、イベント開催費が新たに補助対象となったが、一昨年度（岩手県6次募集）までに認定を受けた商店街型グループにも遡及適用されるよう国に働きかけられたい。
- ⑤ 認定グループ企業の大半が、販売取引先の減少や風評被害等により、震災前の売上げに戻らず苦慮しているので、認定グループが取り組む販路開拓等を中心とした復興事業計画（共同事業）の実施に関する新たな補助事業を創設されたい。

(3) 被災地域の労働力確保対策

被災地域の人手不足等に対応するため、外国人技能実習生の受入れについて、受入人数の増加、受入年数の延長について経済特区制度を導入されたい。

また、労働力・人手不足を補うための高度な生産・加工施設・設備等の導入に対する支援策を講じられたい。

(4) 緊急雇用創出事業における対象経費

緊急雇用創出事業は全体事業費の2分の1以上が人件費と規定されているが、あまりに厳格な査定により、人件費以外の事業費の計上を断念せざるを得ない事例が散見される。

実施しようとする事業の性質を考慮の上、画一的な審査・査定とならないよう配慮されたい。

2. 官公需対策の拡充・強化関係**(1) 地元企業への優先発注、分離・分割発注の推進等**

① 官公需は地域経済の振興のための重要な柱の一つであり、地域中小企業への優先発注を推進されたい。特に、中小専門工事業者が受注できるよう分離・分割発注の推進を図るとともに、技能士資格者の雇用を発注条件とするなど発注制度の見直しを図られたい。

② 過度な低価格入札は、適正な労務単価を考慮せず、品質・安全の確保等を阻害することから、入札予定価格の事前公表は行わないなど低価格入札防止策を講じられたい。

(2) 官公需適格組合をはじめとする中小企業組合等の積極的活用

中小企業及び官公需適格組合の受注機会の増大措置や契約目標の設定を行い、特に、官公需適格組合をはじめとする中小企業組合に対する少額随意契約を積極的に行うことにより一層の発注増大を図られたい。

3. 産業及び地域振興関係**(1) 中小企業の人材の確保と育成**

① 本県中小企業においては、従業員の急速な高齢化とともに労働力不足が顕在化し、中小企業を支える担い手の確保及び技術・技能の継承が大きな問題となっていることから、中小企業における技術者・技能士の養成、資格取得に対する支援の強化を図られたい。

② 県内就職者数の増加、定着率の向上を図るため、県内中小企業、行政、各教育機関の産学官が連携した就職マッチングから人材確保、育成に対する総合的な支援策を講じられたい。

(2) 岩手県版「ものづくり・商業・サービス革新事業」補助制度の創設

経済産業省平成25年度補正予算「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」で不採択となった事業者に対する県独自の補助制度を創設されたい。

(3) 国際リニアコライダーの誘致実現

国際リニアコライダー（ILC）戦略会議において、国内建設候補地として本県が選定されたが、早期に国として正式決定するよう国に対し強力に働きかけられたい。

（４）観光による地域振興

震災以降、防災教育を目的に被災地見学を中心とした学習旅行が注目されている。こうした需要への対応策として、交通・宿泊・外食・物産・震災語り部ガイド等の関係者が連携し、被災地域全体で受入体制を構築できるよう支援を講じられたい。

また、台湾との国際チャーター便が運航されるなど、外国人観光客の本県への誘客が進んでいるが、案内表示等のハード整備、モバイルサイト等による情報発信、観光・宿泊施設に対する外国語・各国の慣習等の研修実施等の受入体制について万全を期されたい。

（５）再生可能エネルギー等によるエネルギー立県

本県中小企業が再生可能エネルギー、高効率発電、分散型エネルギーシステム、省エネルギー化等の各分野に進出するに際しては、調査研究や設備投資等に対し各種支援策を講じられたい。

◎中小企業振興条例の制定に向けた県の動き

本会理事会議事終了後、県商工労働観光部経営支援課総括課長山村勉氏を講師に迎え、国が平成22年に「中小企業憲章」、本年に「小規模企業振興基本法」を制定するなど中小企業・小規模事業者に焦点を当てた施策を重点的に展開する中、県の今後の動向について説明をいただいた。

岩手県では、中小企業等の振興に関する条例を制定し、中小企業等の産業の振興を図り、県内経済の持続的発展を目指すべく「中小企業等を対象とした産業振興に関する条例（仮称）」の策定作業を進めている。

この条例は、本県が震災からの本格復興や人口減少問題などへの対応を進めるうえで、地元中小企業の果たす重要性に鑑み、県が中小企業を重視する姿勢を明確化し、中小企業への支援メッセージを発する目的がある。

今制定に関する流れとして、平成22年の中小企業憲章の制定、平成25年の小規模企業活性化法及び今年の小規模企業振興基本法の制定等と、中小企業・小規模事業者に焦点を当てた施策を国が重点展開してきた経緯があるほか、33道府県でも同条例の制定を果たすなど、制定機運の高まりが背景にある。

条例には、中小企業振興に関して県の果たすべき責務や関係団体等の役割、県が取り組むべき基本的方針等で構成される予定。県では、中小企業者を直接訪問するなどして課題等を把握し、制定内容に活かすべく調査を実施している。

講演の中では、この条例がより実態に則したものとなるよう本会役員との意見交換の場ももたれた。



講演する山村課長



山村県経営支援課総括課長(右)に意見具申する谷村会長

ど真ん中・おおつち（協）地鎮祭・事業発表会開催

～ 「復興応援 キリン絆プロジェクト」の採択決定 ～

ど真ん中・おおつち協同組合（理事長；芳賀政和氏）は、キリングループが展開する「復興応援 キリン絆プロジェクト（以下「キリン絆プロジェクト」）」の一環として、同組合が実施する「ど真ん中・おおつち！ ひょうたん島GO・GOプロジェクト（以下「組合プロジェクト」）」に対し、日本財団を通し、3,600 万円の助成を受ける。

同組合では、これまで組合員である水産加工業4社による共同販売事業を展開してきた。大槌町の基幹産業である水産業の復興に向け、組合として新たに共同による商品開発事業の展開を模索。キリン絆プロジェクトによる支援を受け、水産加工商品の共同開発施設の整備、新商品開発、ブランディング活動、販路拡大、情報発信に取り組む。

施設の設置にあたり、7月31日、碓川 大槌町長の同席のもと、大槌湾に面する建設地において地鎮祭が執り行われ、施設完成の無事を祈願した。

地鎮祭後、会場を大槌町役場に移し、碓川大槌町長、西村沿岸広域振興局副局長を始め、多数の来賓、関係者、報道機関の参席のもと、同組合より、組合プロジェクトの事業方針発表会が開催された。芳賀理事長より「震災後、歯を食いしばり、苦労を共にし、一步一步前進してきた仲間である組合員と大槌町の復活に向け、取り組みを進める」旨、所信表明があった後、事業方針、概要について説明された。

東京赤坂のシェフの助言を得ながら、組合員の得意とする

ノウハウを持ち寄り、商品開発に取り組む。また、新たに設置される共同商品開発施設では、新巻鮭の加工体験教室等を開催し、人々が集い、交流する拠点としての機能も担う意向。

会場では、引き続き、「キリン絆プロジェクト」贈呈式が執り行われ、キリン㈱、日本財団より芳賀理事長へ目録が贈呈された。贈呈式終了後は、組合がインターネットで販売する（<http://shop.domannaka.com/>参照）各組合員が開発した加工調理品や現在開発中の試作品が並べられ、参加者による試食会が行われた。

新たな一步を踏み出した組合の取り組みが、その成功を通し、大槌町の本格復興に大きく寄与することを期待する。



<地鎮祭の様子>



<目録を贈呈された組合員（前列）>



<数多くの商品が並んだ試食会>

東日本大震災における被災中小企業等に対する 支援の拡充について



中小企業庁は、①中小企業基盤整備機構による販路開拓に対する支援及び②グループ補助金における資材等価格の高騰に対する支援の強化を下記のとおり実施していますので、概要を紹介します。(平成 26 年 7 月)

1. 背景

茂木大臣の 7 月 3 日の福島県の被災中小企業・小規模事業者等視察の際に、風評被害による販路喪失や住民避難による商圏の喪失等を起因とする事業再開後の売上げの伸び悩みや資材等価格の高騰による復旧の遅れなど、震災後の事業環境の変化による課題が生じていることを踏まえて大臣より指示のありました支援の拡充を行うこととなりました。

2. 支援拡充の内容

(1)中小企業基盤整備機構（中小機構）による販路開拓に対する支援の強化

①震災復興支援アドバイザー制度について(各種専門家を無料で派遣します。)

中小機構の震災復興支援部では、東日本大震災において被災された中小企業・小規模事業者の復興支援のため、各種専門家を用意、約 400 名登録し、復興のサポートをさせて頂いております。今回、復興サポート体制の販路専門のアドバイザー（販路開拓支援スペシャリスト）による「被災中小企業販路開拓支援専門チーム」を編成し、販路開拓専用の支援相談窓口を整備いたしました。

また、震災復興支援アドバイザーの公募を実施し、販路開拓専門のアドバイザーを 62 人から 124 人に倍増します。（公募は 8/20 締切済み）

更なる支援体制を整えますので、最寄りの復興支援センター相談窓口までご連絡の上、ご利用ください。

■震災復興支援アドバイザーの支援内容

中小企業の皆様向け ①事業再建計画の策定 ②転業・新事業展開の検討 ③設備等の復旧・補修相談等

上記内容以外にも派遣が可能ですので、派遣内容についてはご相談ください。→ ご要望いただいた課題に応じて中小機構がアドバイザーを選定いたします。

■お申込み方法・お問い合わせ窓口

派遣をご希望される方は下記の中小機構 HP アドレスから「派遣申込書」をダウンロードし、下記の中小機構・中小企業復興支援センター相談窓口までご提出ください。（郵送、FAX にて受け付けております。）

http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/adviser_fukkou/index.html

・中小企業復興支援センター盛岡

盛岡市盛岡駅前通 15-20 ニッセイ盛岡駅前ビル 6 階 中小機構 岩手分室

TEL:019-651-8850 FAX: 019-653-6980

■「窓口相談」のお申込み方法(無料です。お気軽にご相談下さい。)

中小機構では、震災復興支援アドバイザー制度の他に、経験豊富な専門家が常駐して、皆様の経営・技術に関するご相談に応じています。加えて、「東日本大震災に関する特別相談窓口」を併設し、被災された中小企業の皆様が、少しでも早く事業が回復できるよう、復興のためのご相談に応じています。

相談のお申込みは FAX 又は以下の中小機構東北 HP アドレスから WEB 上で直接入力して申し込む方法です。いずれのお申込みも、お申込み後、担当者から電子メール、お電話等で相談確定日をご連絡します。

・FAX による申込み

『窓口相談お申込書』（PDF）を下記の中小機構東北の HP アドレスからダウンロードし、内容をご記入の上、中小機構東北宛に FAX にて送信してください。 FAX 番号 **022-716-1752**

<http://www.smrj.go.jp/tohoku/manage/consult/015685.html>

※その他の今回の支援強化策は以下のとおりです。

② 福島県内 4 箇所に事業再開や売上げ回復等についての相談対応等をワンストップで行う拠点を新たに整備します。

③ 福島県、宮城県、岩手県の被災中小企業・小規模事業者を対象に、首都圏等での展示販売会の開催や出展費用支援・展示ノウハウ提供等を通じた販売機会の提供を行います。因みに、中小機構では、現在「みちのく いいもん うまいもん出展者募集!」と題して、来年 2、3 月に岩手、宮城、福島、東京で開催する「百貨店イベント」等の出展者を募集しています（出展料無料、交通費・宿泊費等補助有り）。詳しくは、以下の中小機構 HP アドレスで随時情報提供していますので、ご参照下さい。 <http://www.smrj.go.jp/>

※なお、東日本大震災に関する中小企業支援策の「相談窓口一覧」は以下の中小機構HPアドレスからご覧いただけます。

<http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/contact/index.html>

(2) グループ補助金における資材等価格の高騰に対する支援の強化

・資材価格高騰対策の概要

中小企業等グループ補助金交付決定後の資材等価格の高騰により建屋の復旧工事契約を結ぶことができていない事業者に対する増額措置を実施し、復旧の促進を図ります。

具体的には、交付決定後、制度上の上限となっている2回の繰越しや特別な措置である再交付を行ったにも拘わらず、当該期間に大幅に（1割超）費用が増加したために、復旧工事契約を結ぶことができていない被災事業者のうち、一定の条件を満たしている事業者に対し、交付決定額の増額変更措置を行うこととしました。

なお、増額の1回目の申請受付は7月31日に開始していますが、その後もグループ補助金の公募と合わせて随時受付を行う予定です。

・増額変更の条件

増額変更措置の対象は、下記の**全ての**条件を満たしている事業者です。

- 1 施設の工事に対する交付決定を受けていること（設備だけで交付決定を受けている事業者は対象外）。
- 2 最初の交付決定を平成23年度又は平成24年度に受け、事故繰越し又は再交付の決定を受けていること。
- 3 施設工事について**未契約**であること。
- 4 事業経費の増加が、専ら施設を建築するための**資材価格の高騰によるものであること**。
- 5 **年度内に補助事業を完了**(※)できること。

※「補助事業の完了」とは、全ての補助対象物件の完成・引渡しを受け、全額支払を完了し、実績報告書を県に提出すること。

- 6 適切な事業計画であることが**認定支援機関**(※)に確認されていること。

※ 認定支援機関…中小企業庁が認定する中小企業の経営相談等を受ける支援機関。

詳細は下記中小企業庁HPアドレスを参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

- (1) **【増加後の補助対象経費】＝【当初の補助対象経費×1.1】**を計算（施設費の増額は6割を限度）

- (2) (1)×3/4

※ 増額変更の手続きは、**一事業につき1回まで**とします。なお、この計算方法により、実質的な補助率は3/4以下になりますが、この増額変更後に事業費の減額変更があった場合も、**増額変更時に計算した補助率が固定され適用されます**ので、ご注意ください。

・受付期間

次に記載する期間で変更承認申請を受け付けます。

なお、申請にあたっては、必ず**岩手県経営支援課**あてに**事前**にご相談ください。

【参考】平成26年度中の申請書受付期間

- 1回目：平成26年7月31日(木)～9月30日(火)、2回目：平成26年11月上旬(1ヶ月程度)

・必要な手順

- (1) 工事予定業者に、建物の**見積書**を作成してもらってください。
- (2) 認定支援機関に、補助事業計画の確認を依頼し、問題がなければ**「確認書」**を作成してもらってください。
計画の見直しを指示された場合は、見直し後に認定支援機関の確認を受けてください。
- (3) 県経営支援課に、(1)の**「見積書」**と(2)の**「確認書」**及び**「変更承認申請書(様式第3)」**を提出してください。

なお、必ず提出前に経営支援課あて事前相談をしてください。

※ **県からの変更承認があるまでは、工事予定業者との契約は行わないでください。**

また、[様式第3 変更承認申請書の様式](#)は以下の岩手県のHPアドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/sangyoushinkou/shinijigyau/18574/026984.html>

※お問い合わせ

商工労働観光部経営支援課 新事業・団体支援担当

電話：019-629-5546、019-629-5547、019-629-5548、電子メール：AE0002@pref.iwate.jp

平成 25 年度補正ものづくり・商業・サービス革新事業 2 次公募の応募状況、採択発表予定

本会が補助金交付窓口等の岩手県地域事務局となり実施している平成 25 年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金は、ものづくり・商業・サービスの分野で、環境等の成長分野へ参入するなど、革新的な取り組みにチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、試作品・新サービス開発、設備投資等を支援するものである。

1 次公募における採択件数は、全国で 9,600 件を超え、岩手県内においては、1 次締切で 18 件、2 次締切で 51 件が採択されており、採択率は約 43%と高めであった。2 次公募については、8 月 11 日の当日消印有効にて応募受付を締め切り、現在審査を実施している。採択結果は 9 月下旬に発表予定である。

【平成 24 年度版「ものづくり補助金」採択企業の取り組み事例】

株式会社 岩鋳 (南部鉄器協同組合 組合員企業)

事業計画名：『南部鉄器の表面処理プロセスの強化による納期短縮化』
事業の概要とその成果：

南部鉄器の防錆表面処理のための施釉において、電気バッチ炉による焼成方法は炉内温度のロスが大きい。そこで、ホーロー焼成連続炉を導入し、熱効率を向上させ、増産・短納期化を目指した。

ホーロー焼成連続炉の導入により、1 カ月当たりの実施稼働時間が 30 時間程度の増加見通しとなったほか、30%程度の生産能力向上が見込まれ、納期短縮化、節電の実現の目途がついた。

今後は、製品ごとのホーロー加工時における焼成温度・時間の最適な条件を見いだすことにより、納期短縮化・増産化に向け、具体的な取り組みを行う。

■基盤技術：鋳造

■競争力強化の形態：生産プロセスの強化



補助事業で導入された「連続炉」

有限会社 ベルモデル (水沢鋳物工業協同組合 組合員企業)

事業計画名：『3D-CAD/CAM技術を活用した、製品開発を支える「金型レス」の「試作センター」化に向けた設備強化と技術高度化』

事業概要とその成果：

複雑形状の鋳造用金型で培った 3D-CAD/CAM 技術を活用し、ソーラーパネル製造装置などの開発サイクルの短期化に対応する「金型レス」のサンプル提供を通じて、製品開発を支える「試作センター」化を目指した。

3D プリンターの導入により、試作サンプル品製作が可能となったほか、製作期間の短縮と形状変更への対応が可能になった。また、3D 積層造形機で複雑形状の試作品製作のための 3D-CAD/CAM 技術を習得・高度化することで、試作サンプル品完成までの期間が大幅に短縮された。

今後は、製造装置部品のサンプルについて、「金型レス」で加工・製造し、関連メーカーへ供給することにより、オンリーワン企業としての競争力と付加価値の向上を実現する「試作センター」化を目指す。

■基盤技術：金型、プラスチック成形加工、鋳造

■競争力強化の形態：ワンストップ化



補助事業で導入された「3Dプリンター」

岩手県U・Iターンフェアへ出展（共催）

8月24日（日）に「岩手県U・Iターンフェア」（主催：公益財団法人ふるさといわて定住財団／岩手県）が東京都秋葉原の「秋葉原UDX Gallery」にて開催された。本会も共催団体としてブース出展し、学生等の就職相談や本会の新卒採用のイベント等のPRを行った。

当日は、50社が出展したが、U・Iターンを目指す一般の方や新規学卒予定者等の参加者数は、62名であった。特に本年度の現役の学生は、例年になく少ない状況で、新卒者を対象として参加した企業には、厳しい結果となった。

本年度は、昨年以上に大企業の求人数の増加や内々定の決定の早期化等、大幅に就職環境が好転しており、企業の採用難が顕在化した形となった。

県内の中小企業の中には、これから来春卒の求人募集を始める企業も少なくないが、本会としては、最近の状況を踏まえ、求人企業が多数の応募者の中から選考することは難しい状況であり、企業の採用ニーズに合った学生を本会にてカウンセリング等を行った上、企業の人材確保を支援する採用選考型インターンシップ等の個別就職マッチングの強化を検討している。



ウルトラD宮古 2014 スタートアップ研修会開催

本会では、商店街等を形成する個店の魅力向上のため販促・売場・商品・接客等の強化を図り、中心市街地活性化に向けて、平成17年より成功店モデル創出・波及事業(通称:ウルトラD)を実施しており、これまで対象となった店舗は、高い成果が得られてきた。

本年度も昨年度と同様、宮古市より予算措置を受け本会が実施。専門家にはウルトラDの提唱者である中小企業診断士 高橋幸司氏を招聘する。

8月8日のスタートアップ研修会を皮切りに、今年度新たに選定された3店舗を対象に9月から12月までの4ヶ月間、高橋幸司氏による現地指導を実施。その間、各店舗は毎月目標をシートで提出し、月末にその行動内容と成果について報告、専門家から深く切り込んだアドバイスを受けられる。また、今年度については、過去にウルトラDを実施したOB店舗(3店舗)へのフォローアップも行う予定である。臨店指導が終了した年明け1月には、対象店舗が成果発表を行う「成果報告会」を開催し、本事業を通じて得られたノウハウと成果の普及を図ることとしている。



スタートアップ研修会の様子



基調講演を行う高橋幸司氏



平成 26 年度市町村ネットワーク会議 開催

8月27日（水）エスポワールいわて（盛岡市）において「市町村ネットワーク会議」を開催した。同会議は、本会役職員と市町村商工担当者及び県経営支援課・広域振興局が会し、各機関との連携強化により、各市町村における中小企業を取り巻く状況や、本年度の中小企業関連重点事業に関する情報交換等を行い、中小企業組合を通じた県内中小企業者の発展・地域経済の活性化に資することを目的として開催。

最初に、本会の平成26年度の事業実施状況及び実施予定事業の説明を行った後、岩手県商工労働観光部金融・商業まちづくり担当課伊藤課長より、平成26年度の岩手県の商工関連事業とともに本年度、県が策定準備をすすめている中小企業振興条例の概要について説明があった。

その後、中小企業振興条例、中小企業・小規模企業に対する各市町村の金融支援制度、街づくり・商店街対策事業、人手不足に対する雇用対策等の地域中小企業を取り巻く経営環境や本年度の重点商工施策等について懇談を行った。



県金融・商業まちづくり担当課 伊藤課長



県・市町村の担当者が出席した会議の様子

「小規模企業振興基本計画」原案固まる ～4 目標と 10 重点施策～

中小企業庁は平成26年7月25日に、小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「小規模企業振興基本計画」の原案をまとめた。

この基本計画は、小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更するものとされた。

小規模企業振興基本法における「小規模企業の事業の持続的発展」の基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を講じる際の基本方針が定められており、その実現に向け、本基本計画では以下**4つの目標**の設定と、**10の重点施策**に取り組むことが打ち出され、8月中旬に全国で9地区での意見交換会の開催とともにパブリックコメントを募集し、9月中旬にも基本計画を閣議決定して国会に報告することとしている。

○4つの目標

1. 需要を見据えた経営の促進 ：顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし
2. 新陳代謝の促進 ：多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進 ：地域のブランド化・にぎわいの創出
4. 適切な支援体制の整備 ：事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応

○10の重点施策

1. 需要を見据えた経営の促進 （重点施策1）ビジネスプラン等に基づく経営の推進 （重点施策2）需要開拓に向けた支援 （重点施策3）新事業展開や高付加価値化の支援	2. 新陳代謝の促進 （重点施策4）起業・創業支援 （重点施策5）事業承継・円滑な事業廃止 （重点施策6）人材の確保・育成
3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進 （重点施策7）地域経済に波及効果のある事業の推進 （重点施策8）地域のコミュニティを支える事業の推進	4. 適切な支援体制の整備 （重点施策9）支援体制の整備 （重点施策10）手続きの簡素化・施策情報の提供

※詳細は中小企業庁「小規模企業振興基本計画（原案）」を参照下さい。

URL <http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/syoutikibokihon/2014/140725Haifu5.pdf>

被災組合等復興推進モデル事業のご案内

今般の震災による被災地においては企業独自での事業再開の基盤を早期に回復することは困難が伴うため、連携による課題克服への取組が期待されております。

本会では、東日本大震災により被災した中小企業者の再建を支援するため、**組合等が被災組合員を支援する、あるいは組合自らの復興のための新たな取組に際し、専門家を派遣し支援する「被災組合等復興推進モデル事業」**を実施しております。

つきましては、貴組合での新たな取り組みにおいて専門家の活用をご希望の際は、本会までお気軽にご連絡ください。

■対象となる取組みのイメージ（例）

- ◆ 被災し施設等を失った組合員の事業を支援するため、組合で新たに共同加工施設を設置し、組合員に利用してもらいたい。採算性が高い事業計画を策定したい。
- ◆ 被災により営業が停止してしまったことが原因で、取引先を失ってしまった組合員のため、組合で新たに共同での販路開拓を行いたい。
- ◆ 仮設の共同店舗に入居している事業者で構成される組合だが、共同の販促活動や、組合員店舗の売り場づくりへの支援を組合が核となって行いたい。
- ◆ 水産加工品等地元の特産品など組合員の取り扱う商品のネット活用等による新たな共同販売事業を立ち上げたい。

■支援対象及び対象経費

支援対象：1 組合あたり **18 万円程度**

対象経費：前掲のような取組を行うにあたり必要な**専門家謝金、専門家旅費、会場借料等**

※対象組合へ補助金を拠出するものではありません。（専門家等との連絡、経費の支払等については、すべて本会で行います。）

中小企業組合士とは — 中小企業組合検定試験のご案内 —

中小企業組合士とは…

中小企業組合検定試験に合格し、組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる称号である。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われる。

現在、全国で約 3,300 名の方が、中小企業組合士として組合はもちろん、商工組合中央金庫等それぞれの分野で活躍している。組合士は組合運営のエキスパートである。

組合役職員の方へ

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要である。中小企業組合士は組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格である。

【平成 26 年度中小企業組合検定試験概要】

■ 試験科目 「組合会計」「組合制度」「組合運営」

一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。

■ 試験日 平成 26 年 12 月 7 日（日）

■ 試験地 札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京ほか

■ 受験料 5,000 円（一部科目免除者は 3,000 円）

■ 受験申込 本会統括管理部（TEL019-624-1363）までご連絡下さい。

■ 願書受付期限 平成 26 年 10 月 15 日（水）

■ 合格発表 平成 27 年 3 月 2 日（月）

※ 当試験に係り、本会では組合士の育成と受験対策を兼ねた「組合士養成講習会」を開催の予定。
後日、案内を発送しますので、広くご参加をお願いします。（担当：統括管理部）

～ 会 員 情 報 ～

「盛岡駅前 復興応援！ご当地キャラまつり」開催

盛岡駅前（商振）（石田和徳 理事長）

8月30,31日、盛岡駅前「滝の広場」をメイン会場に、同組合が主催する復興支援イベントが開催された。同イベントには、県内外で活躍中の44体のご当地キャラが集まり、記念撮影会や「握手ラリー」、一緒に踊ろうダンスタイムなど楽しい催しで賑わった。

ステージ上では、太鼓やスコープ三味線ライブなどの演奏で会場を盛り上げた。その他、沿岸地域物産コーナーには沿岸からの出店が並び、新鮮な三陸産塩蔵ワカメや焼カキ、焼きホタテなどの特産品販売が行われた。



ご当地キャラクターとふれあう来場者

第20回常盤地区夏祭りビアガーデン開催

東水沢商工（協）（小野寺幸宣 理事長）

8月4日、本組合が地域住民との交流促進と地域の活性化等を目的として開催している常盤地区夏祭りビアガーデンが奥州市水沢区の創価学会水沢文化会館駐車場で盛大に開催された。毎年開催している本夏祭りは、地域住民・消費者には、夏恒例のイベントとして定着しており、今年は開催20回目の節目を記念して、大槌町出身の歌手臼澤みさきさんを招いた歌謡ショーを繰り広げた。そのほか、会場には夜店コーナーが並び、「お楽しみ抽選会」も行われるなど、当日は、たくさんの親子連れで賑わった。



親子連れで賑わう夏祭りビアガーデン

**岩手県最低賃金が、平成26年10月4日（土）から
678円（時間額）に改正されます。現行より13円UP
～確認しましょう最低賃金！使用者も、労働者も～**

【適用対象労働者】

全ての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

【対象となる賃金】

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

※お問い合わせ先：岩手労働局労働基準部賃金室 TEL:019-604-3008

詳しくは、岩手労働局 HP アドレスをご参照下さい。（岩手労働局平成26年9月4日発表）

<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

下請取引改善講習会（下請代金法講習会）開催案内 ～中小企業庁委託事業～

現在、全国で標記講習会が開催されていますが、本県開催の予定は以下の通りですので、お知らせします。

1. 開催日時・会場（コース名は、実践コース＜トピックス重点カリキュラム＞です。受講料：無料）

平成26年10月3日（金）13:00～17:00 盛岡市内丸「岩手県水産会館」5階大会議室 定員100名

2. お申込み及び問い合わせ先：下請取引改善講習会事務局（運営 株式会社東京リーガルマインド）

TEL 03-5913-6341（平日9:00～18:00）FAX 03-5913-6409 E-mail st-kaizen@lec-jp.com

なお、以下の運営事務局のHPアドレスから、受講申込書をダウンロードし、FAXによる申込みの他、運営事務局HPからもWEB上で申込みができます。 <http://partner.lec-jp.com/kokyo/s-torihiki/schedule.php#ti>

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立 ～ 運輸関係の事業協同組合等の認可・監督権限の所管行政庁の移譲について ～

平成 26 年 5 月 28 日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 4 次一括法）が参議院において賛成多数で可決、成立し、6 月 4 日に公布されました。

本法律は、地方分権改革を進める観点から、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、63 法律を一括改正し、その整備を行うものです。

本法律の施行により改正される法律には「中小企業等協同組合法」が含まれ、一部の事業協同組合等の設立認可・監督に係る権限が国から地方公共団体に移譲されます。

今回の改正では、定款の「地域」が都道府県を超えない（例えば「岩手県」や「各市町村」）組合で、国土交通大臣（東北運輸局長等）の所管であった組合（例えば、トラックやタクシー等の運輸関係の事業協同組合等）の認可・監督権限が、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県知事に移譲されます。

詳細は、内閣府の以下の HP アドレスをご参照下さい。

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

平成 26 年度高年齢者雇用安定助成金のご案内（概要）

厚生労働省では、高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、1 高年齢者の雇用環境整備、2 高年齢者の労働移動の受け入れを行う事業主へ助成金を支給し、高年齢者の雇用の維持を図っていますので、その概要を紹介します。今年度は、制度が更に充実し、使い安くなりました。

1. 高年齢者活用促進コース～高年齢者の雇用の環境整備をする場合～

●助成内容

○新たな事業分野への進出等

（新たな事業分野への進出、職務の再設計等による職場又は職務の創出）

○機械設備の導入等

（機械設備、作業方法、作業環境の導入又は改善）

○高年齢者の雇用管理制度の整備

（短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入、高年齢者に係る賃金・能力評価制度等の構築、専門職制度の導入、研修等能力開発プログラムの開発 等）

○定年の引上げ等

（定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入）

●助成額

環境整備計画の実施に要した費用の額（70歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は65歳以上への定年の引上げ及び希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入のいずれかを実施した場合は、当該措置の実施に100万円の費用を要したものとみなす）の1/2（中小企業は2/3）（但し、60歳以上の雇用保険被保険者1人当たり20万円上限（上限500万円【平成25年度】→上限1,000万円【平成26年度】））

2. 高年齢者労働移動支援コース～高年齢者の労働移動の受入をする場合～

●助成内容

定年退職予定者（改正高齢法の経過措置による継続雇用制度の対象者基準非該当離職者を含む）を、民間職業紹介事業者に加え、新たに公共職業安定所の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、1人当たり70万円を助成する。

●助成額 対象者1人につき70万円（短時間労働者の場合は1人につき40万円）

※ 相談・申請窓口：岩手県高齢・障害者雇用支援センター（通称）TEL:019-654-2081

また、詳しくは、以下の（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のHPアドレスをご参照下さい。

<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>

景況はなお予断を許さず(平成 26 年 7 月)

〈全体の概要〉

7月 は、台風8号による大雨と猛暑で客足が伸びず消費動向に影響が出た。また、人手不足も慢性化、各業種とも深刻な問題となっている。中小企業の景況は、受注量の減少・低迷が依然として続いており、原材料高や燃料等のコスト高を価格転嫁できない業種も多く、収益の改善が進んでいない。消費税増税後の反動減は落ち着いてきたと思われるものの、なお予断を許さない状況である。

◆ め ん 類 製 造 業

消費税増税による消費マインドの低迷が一段落、通常の消費行動に戻ったと感じられるが、生産コストの上昇分を販売価格に転嫁できず収益は伸びない。

◆ 漬 物 製 造 業

夏野菜の出荷が順調で、原料野菜の確保ができた。

◆ 一 般 製 材 業

素材需要は不足気味とダブつき、地域によってバラつきがある。製品需要は縮小傾向となっている。

◆ 木 材 チ ッ プ 製 造 業

国の運賃助成があるためバイオマス発電用に納入され、チップ用の原木不足の状態が続いている。

◆ 生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業

沿岸部は復興需要で順調に伸び、内陸部も公共事業や大型民需等で伸びている。

◆ 一 般 機 械 器 具 製 造 業

超短納期・低価格であり依然収益は厳しい状況。

◆ 野 菜 ・ 果 物 卸 売 業

地元産直等の影響で市場流通が落ち込み、暑さで料理の手間がかかる生鮮食品が伸び悩む。

◆ 水 産 物 卸 売 業

取扱高が減少、価格上昇により消費が下がる。

◆ 家 庭 用 機 械 器 具 小 売 業

天候による変動が大きく対応が難しい。

◆ 野 菜 ・ 果 物 小 売 業

一気に暑さが到来し野菜の品質低下が進む。果物はカット陳列が販売の中心となっている。

◆ 食 肉 小 売 業

贈答品は消費税増税による商品価格と宅配料金の改定で高額商品の動きが減少している。

◆ 商 店 街 (一 関 市)

店頭の売上はどの業種も総じて低迷。

◆ 旅 館 業

台風8号の影響も含め天候に恵まれず低調な業況。

◆ 旅 行 業

市場の動向は好調を維持しているが、短期の旅行が圧倒的に多く、単価及び収益の伸びに繋がらない。

◆ 飲 食 業

猛暑とお盆に向けての買い控えか客足伸びず苦戦。

◆ 建 物 サ ー ビ ス 業

人手不足で欠員が出た際の埋め合わせが出来ず、作業員に負担がかかり労災事故に細心の注意が必要。

◆ 自 動 車 整 備 業

整備単価の低下により売上は伸び悩み。一方、経費は嵩む傾向にあり、収益は芳しくなく厳しい状況。

◆ 電 気 工 事 業

業務量は地域、業者によって異なる。人手は各地区とも不足している。労務単価は横ばい。

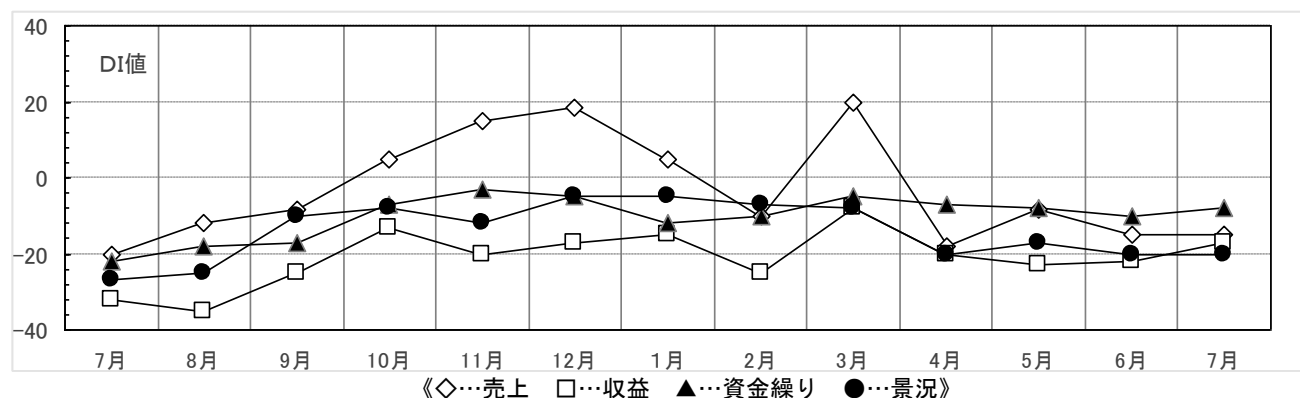
◆ 土 木 工 事 業

現場が動きだし防波堤の打設等、現状以上の出荷になることで材料の確保と運搬の増加に注意が必要。

◆ 一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業

荷物量は増えているが、燃料価格の高止まりとドライバー不足が深刻な問題となっている。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D I の推移グラフ (H25 年 7 月～H26 年 7 月) ●



※DI 値＝Diffusion index の略：「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。

1. 消費税転嫁対策に係る専門家無料相談窓口開設（9月下旬分）のお知らせ

本会では、昨年度に続き、「消費税個別相談窓口」を設置し、消費税転嫁等に関する専門的な内容について、専門家による個別相談指導を実施していますが、9月下旬の個別相談会の日程は以下の通りですので、会員の皆様の多数のご活用をお願いいたします。

※お問い合わせは本会連携支援部 中居（tel:019-624-1363）まで。

1. 実施日程：9月25日(木)、26日(金)、30日(火)
(※時間帯は、いずれも13:30～16:30まで、)
2. 実施場所：岩手酒類卸(株)ビル4階 会議室（本会事務所の入居ビル）
3. 専門家：①猿川税理士事務所 所長 猿川裕巳氏（税理士・中小企業診断士）→9/25日、30日
②八木橋美紀税理士 →9/26日
4. 申込方法：事前予約制（1回の相談を「1コマ30分程度の時間枠」で対応します。）
5. 相談費用：無 料

2. 消費税転嫁に係る専門家派遣のご案内について

本会では、「消費税転嫁対策相談窓口」と共に、専門家の個別指導を受けることを希望する組合への専門家の派遣を行っておりますので、派遣を希望される組合におかれましては、下記によりご活用下さい。

1. 派遣期間：平成27年2月28日まで
2. 費用：無 料（※専門家派遣に係る費用（謝金・旅費）を本会から専門家にお支払いします。なお、会議室等を借りて相談を行う場合の会議室借料等はお相談者のご負担となります。）
3. 申込方法・お問い合わせ先：所定の書類（専門家派遣依頼書）がありますので、本会 連携支援部（担当：中居）まで、ご連絡下さい。（TEL：019-624-1363 FAX：019-624-1266）
〒020-0878 盛岡市肴町4番5号 岩手酒類卸(株)ビル2F

3. 消費税の転嫁・表示カルテル組成等支援事業のご案内について

本会では、前掲の消費税個別相談窓口の設置及び専門家派遣事業に加えて、標記事業の実施希望組合を下記により募集していますので、併せてお気軽にご活用ください。

1. 事業概要：消費税率の引き上げ分を適切に価格転嫁できるよう支援するため、組合による消費税の転嫁・表示カルテルの組成及び組成済みのカルテルの機能強化、全国団体によるカルテルの構成事業者となっている組合の対応等について、専門家による個別指導や組合員向けの研修会等の実施を支援します。
2. 募集期間：平成26年9月30日（火）まで
3. 費用：無 料（※専門家への謝金・旅費及び会場借料は、本会で負担いたします。）
4. お申込み・お問い合わせ先：所定の書類（支援依頼書）がありますので、本会 連携支援部（担当：中居）まで、ご連絡下さい。なお、以下の本会HPアドレスからも、申込用紙をダウンロードできます。
<http://www.ginga.or.jp/index.php?itemid=1291>

◆主要日誌◆（8月1日～ 8月31日）

◎中央会主催事業

- 8/1 第5回合同就職説明会
- 8/8 ウルトラD宮古2014スタートアップ研修会
- 8/11 第3回理事会
- 8/24 岩手県U・IターンフェアI
- 8/27 市町村ネットワーク会議
・消費税転嫁対策専門家無料相談日
(8/21、26、28、29)

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 8/4 全国中央会正副会長、東北・北海道ブロック
中央会会長合同会議

- 8/5 総会:花巻市商店街振興組合協議会
- 8/6 いわて花巻空港 台湾へのアウトバウンド
連絡会幹事会
- 8/8 岩手地方最低賃金審議会
- 8/21 小規模企業振興基本計画意見交換会
- 8/22 先端加速器科学技術振興協議会松岡事務局
長講演会
- 8/25 貸付審査委員会
- 8/26 岩手地方最低賃金審議会
- 8/30、31 盛岡駅前 復興応援！ご当地キャラ
まつり